

生活困窮者自立支援制度の動向

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。なお、令和3年4月以降の新規貸付は本則で対応。

第3次補正予算案:4,199億円
(予算措置額合計:1兆1,793億円)

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年内
償還期限	12月以内	2年内
貸付利子	無利子	無利子

*世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左
据置期間	6月以内	1年内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

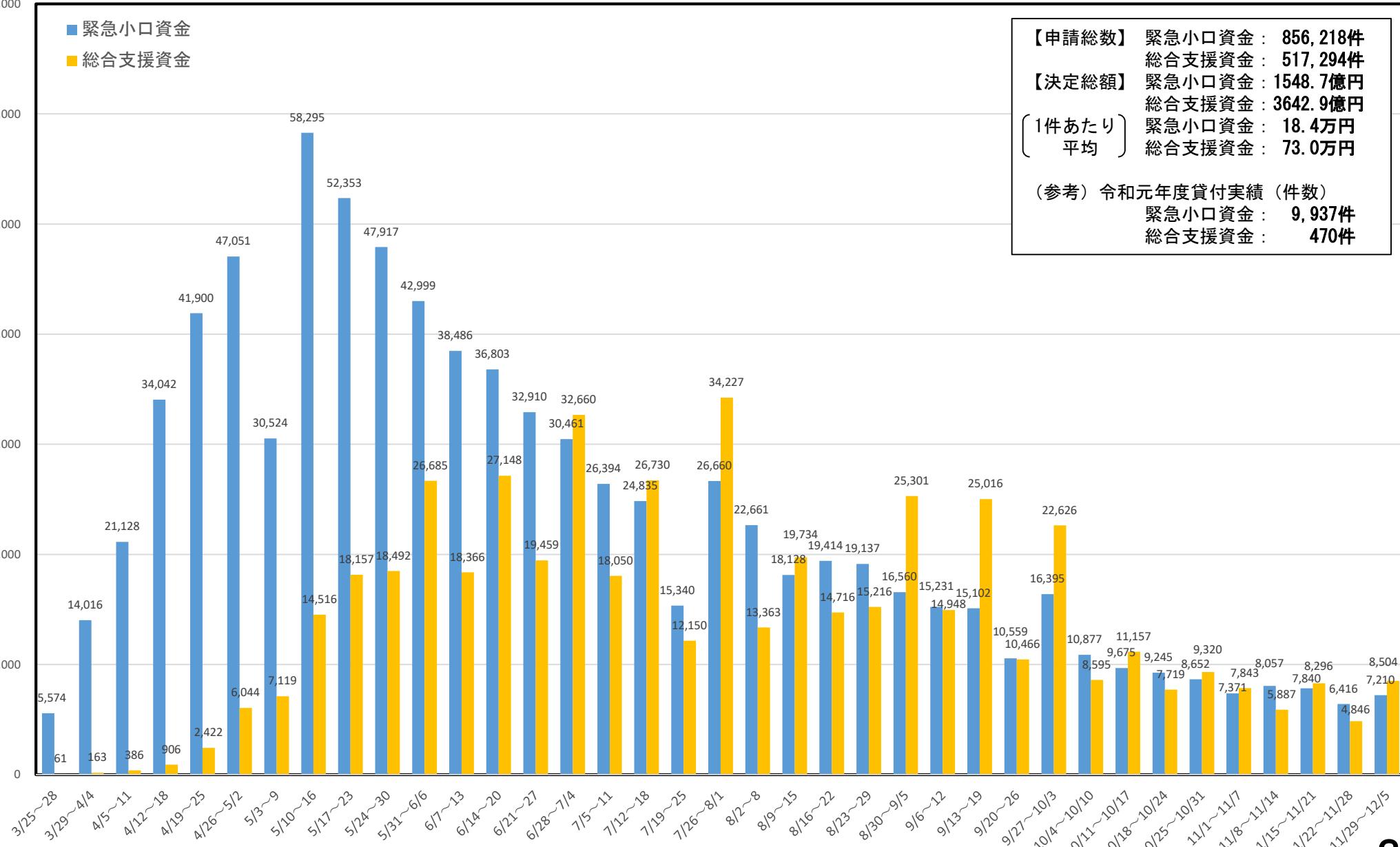
注2 特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内追加で貸付を行うことができる。

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」とし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

(件)

令和2年12月9日現在（速報値）



【申請総数】 緊急小口資金： 856,218件
総合支援資金： 517,294件

【決定総額】 緊急小口資金： 1548.7億円
総合支援資金： 3642.9億円

〔1件あたり〕 平均 緊急小口資金： 18.4万円
総合支援資金： 73.0万円

(参考) 令和元年度貸付実績（件数）
緊急小口資金： 9,937件
総合支援資金： 470件

※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付のこれまでの主な取組

【受付の申請期間について】

- 6/15に、申請受付期間を7月末から9月末まで延長する旨を公表
- 9/15に、申請受付期間を9月末から12月末まで延長する旨を公表
- 12/8に、申請受付期間を12月末から令和3年3月末まで延長する旨を公表

【窓口の拡大関係】

- 3/25から、全国の社会福祉協議会で申請受付の開始

- 4/30から、全国の労働金庫で申請受付の開始

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11058.html

- 5/28から、全国の郵便局で申請受付の開始

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11378.html

※労働金庫、郵便局での対応は9月末で終了

【その他】

- 4/11から、土日祝日も含めて対応する専用コールセンターの設置

- 5/8から、申込書の書き方等を解説するYoutube動画の公開

- 5/28から貸付の専用特設サイトの設置(制度概要、申請書様式、Youtube動画の紹介など)

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和2年度予備費(9/15)措置額:219億円

令和2年度当初予算額	227 億円の内数
令和2年度第1次補正予算額	27 億円
令和2年度第2次補正予算額	73 億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。
- 新型コロナウイルス感染症対応の特例として、最長9ヶ月の支給期間を最長12ヶ月に延長。

【実施主体】都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】3/4

【支給対象者】①離職・廃業後2年以内の者

- ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

- ①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
②家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、

2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

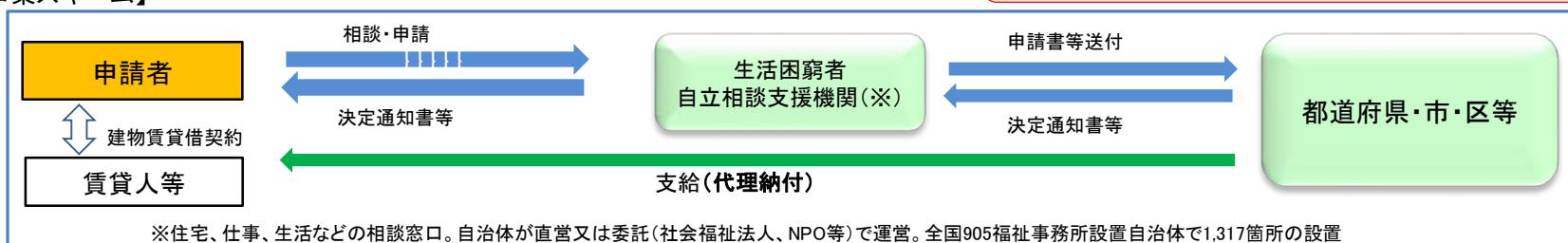
【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

【支給期間】原則3か月(求職活動等を誠実に行っている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】

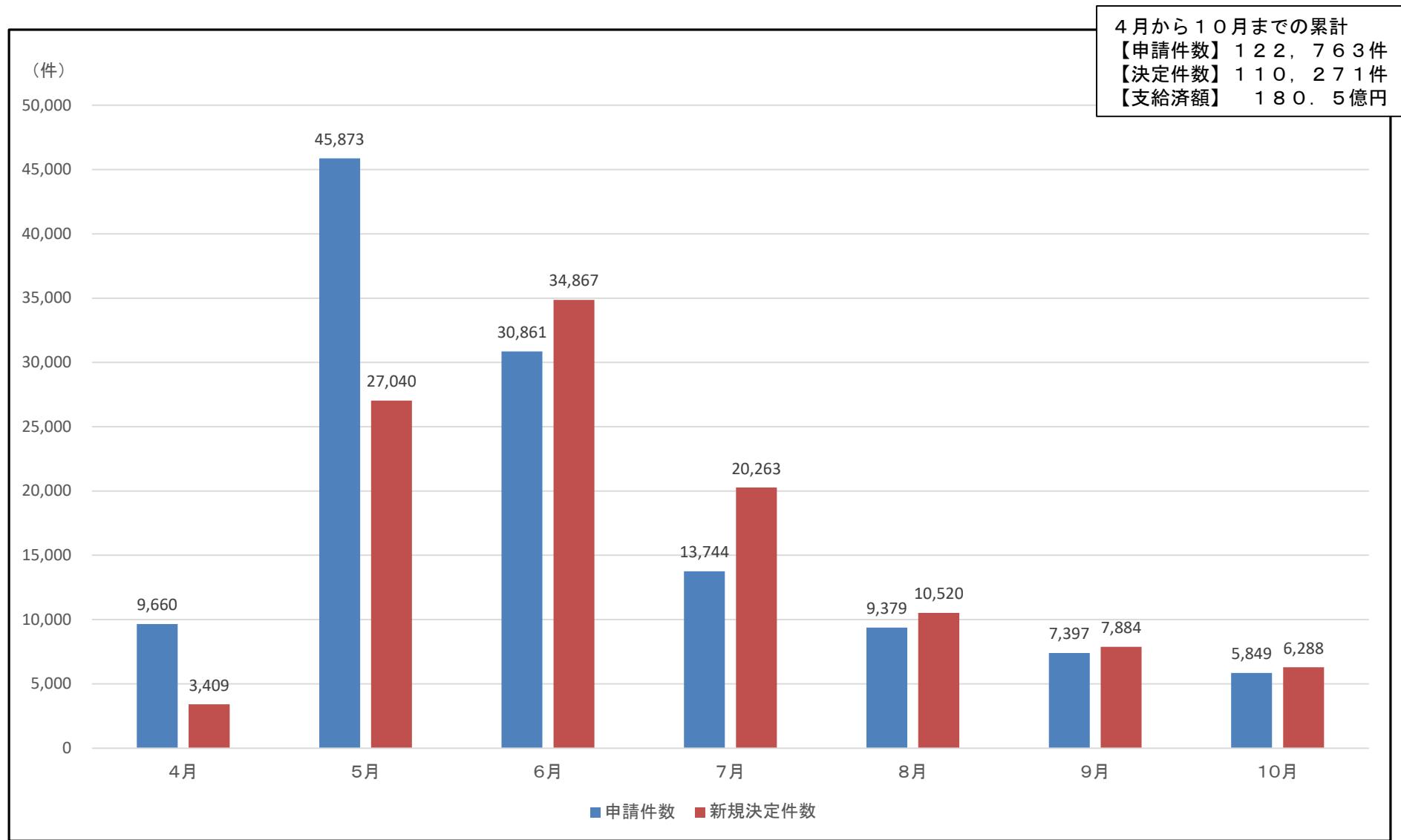
令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能



※住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

住居確保給付金の申請・決定件数の推移

令和2年11月20日現在（速報値）



(参考) 令和元年度の決定件数：3,972件

※件数・金額については、速報値のため変動する可能性があります。

住居確保給付金のこれまでの主な取組

【支給対象の拡大等】

- 4/20から、これまで「離職・廃業から2年以内の者」が対象であったところ、「休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある者」も対象とした。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000623242.pdf>
- 4/30から、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、当分の間、ハローワークへの求職申込を不要とした。
- 5/29から、特に必要と認められる場合は、例外として、クレジットカードにより家賃を支払う者が、住居確保給付金を受領できることとした。 ※ 本来は、賃貸人等への代理納付
<https://www.mhlw.go.jp/content/000635069.pdf>
- 12/8から、最長9か月間としていた支給期間について、令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限り、最長12か月間に延長した。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15225.html

【その他】

- 5/21から、土日祝日も含めて対応する専用コールセンターの設置
- 5/28から、専用特設サイトの設置(制度概要、申請書様式、Youtube動画の紹介など)
<https://corona-support.mhlw.go.jp/>
- 6/11から、申込書の書き方等を解説するYoutube動画の公開
- 6/12から、解雇された者が社員寮に当面滞在できるよう、賃貸借契約(定期借家契約)にすれば、住居確保給付金の活用が可能と周知。